

京都府訪問リハビリテーション事業所等支援事業のご案内

～事業所の新規開設に 最高 150万円 の補助金～

- ▶ 京都府では、訪問リハビリテーション事業所・介護予防訪問リハビリテーション事業所の新規開設等に補助金を交付し、開設等を支援しています。
- ▶ 令和6年度の補助の概要は次のとおりです。

補助対象者

医療法人、社会福祉法人等の法人であって、府内で訪問リハビリテーション等の事業を行うもの

補助対象経費等

区分	補助対象経費	補助率	補助上限額
府内に新たな事業所を開設する場合	次の備品等の購入費 ・自動車、自動二輪車、原動機付自転車、電動アシスト自転車 ・介護保険請求用ソフト、パソコン ・訪問時に携帯するタブレット ・物理療法機器 など	1/2	150万円
丹後地域又は中丹地域に所在する既設の事業所を拡充する場合	自動車、自動二輪車、原動機付自転車又は電動アシスト自転車の購入費	1/2	50万円

(注1) 補助対象経費には、上表に記載していることのほかにも要件等があります。詳しくは、京都府ホームページのサイト「訪問リハビリテーション等支援事業」をご覧ください。

(注2) 予算の範囲内での交付となりますので、申請額の全額が交付されるとは限りません。

申請締切日

令和6年9月2日(月)

お問い合わせ先

京都府健康福祉部リハビリテーション支援センター（電話：075-251-5387）